

プログラム

13:00	開会宣言	
13:02	あいさつ	
13:05 ~ 13:30	オープニング 「三重県のこれまで」 1
13:30 ~ 14:30	基調講演 6
14:40 ~ 16:20	テーマ別分科会	
	《 第1分科会 》 10
	先駆者と語ろう ~ 10年継続するNPO法人の極意 ~ NPO法人設立・運営の悩みや課題	
	《 第2分科会 》 20
	進化するパートナーシップ ~ 新たな協働のあり方をめざして ~	
	《 第3分科会 》 32
	NPOセクターをたくましくする中間支援	
16:30 ~ 17:00	クロージング 「NPOのこれから」	

13:05～13:30

オープニング「三重県のこれまで」

トーカー 出丸 朝代 (元三重県生活部NPO室長/
特定非営利活動法人みえNPOセンター 代表理事)
インタビュアー 山本 康史 (NPO法施行 10 周年・みえパートナーシップ宣言 10 周
年事業 実行委員長/ハローボランティア・ネットワーク
みえ 代表)

■プロフィール

◇ 出丸 朝代 (いでまる あさよ)

全国に先駆けて 1997 年に設置された、三重県 NPO 室の初代室長。就任以降 7 年間にわたり、NPO 政策先進県としての評価を築いた。2008 年 11 月から、特定非営利活動法人みえ NPO センター代表理事。この他、現在、特定非営利活動法人市民フォーラム 21・NPO センター理事、特定非営利活動法人地域の未来・志援センター理事。

◇ 山本 康史 (やまもと やすし)

大阪府生まれ。1995 年、大学時代に阪神・淡路大震災のボランティア活動に参加し、防災の活動に取り組むようになると共に、防災の活動で出会った行政職員の誘いでイベントボランティアの支援に取り組み始める。以後、本業である機械部品輸入・製造業のかたわらハローボランティア・ネットワークみえ (イベント支援)、特定非営利活動法人みえ防災市民会議 (防災) の代表を務めるなどの市民活動を展開している。

データでみる三重県のNPO法人（平成20年12月1日現在）

県内法人数 - 平成11年度から平成20年度県内法人数推移

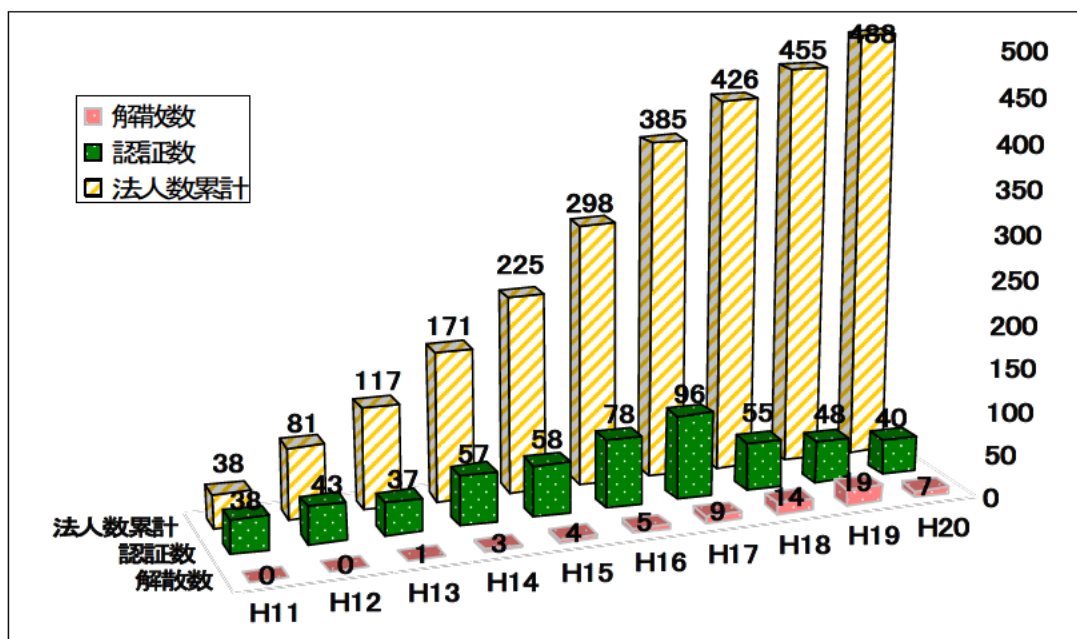
法人全体の数は増加傾向にあります。

年度ごとの法人認証数をみると、平成17年度をピークに減少傾向となっています。

また平成17年度から解散数が増えています。

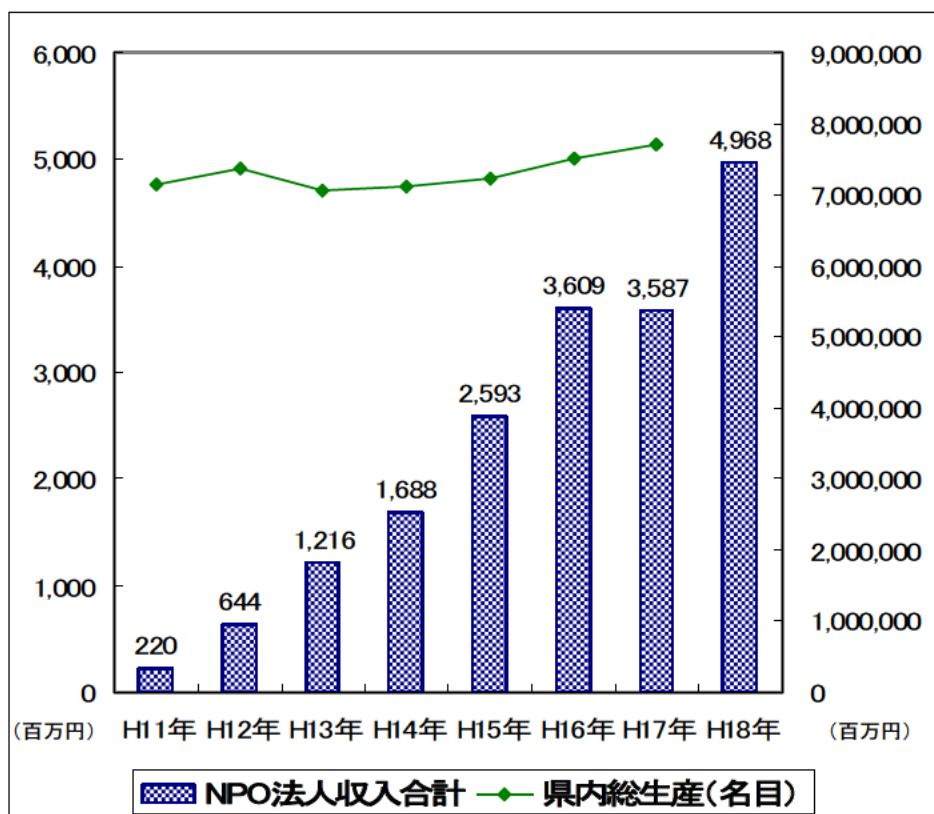
※ 累計数は、認証数－解散数の累計

※ 平成20年度については、12月1日現在数



(出典：三重県男女参画・NPO室 NPO グループ法人管理台帳「法人推移」より抜粋)

県内法人の収入規模 - 平成11年から平成18年推移



法人全体の収入は年度ごとに増加し、平成18年（事業年）は49億7千万円になりました。

※ 「NPO法人の収入合計」額の算出方法については、NPO法人の「事業報告書」に添付された「収支計算書」の収入に基づく。

※ H11年～H16年は、収支計算書に記載された収入総額の合計、H17～18年は経常収入(前期繰越金収入や長期借入金収入等を除く)の合計

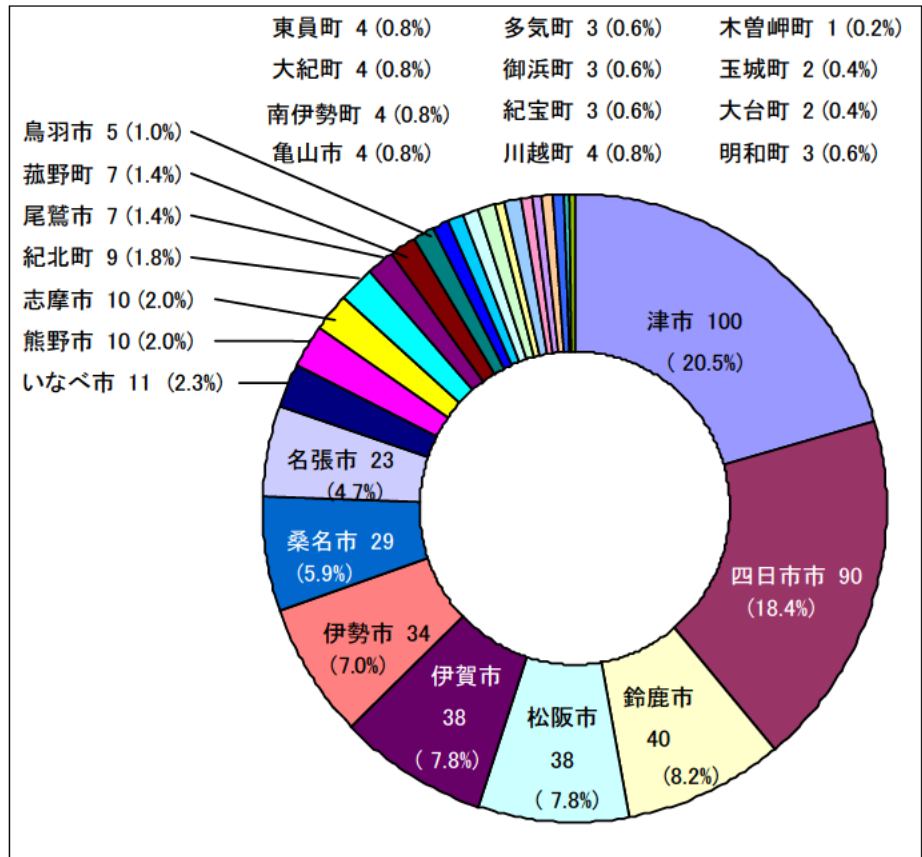
(出典：三重県男女参画・NPO室 NPO グループ発行法人「事業報告書から見る三重県のNPO法人」より抜粋)

※平成11年、12年、13年についてはNPO法人の事業報告書に添付された収支計算書から収入のデータを補足

県内市町別法人数と割合

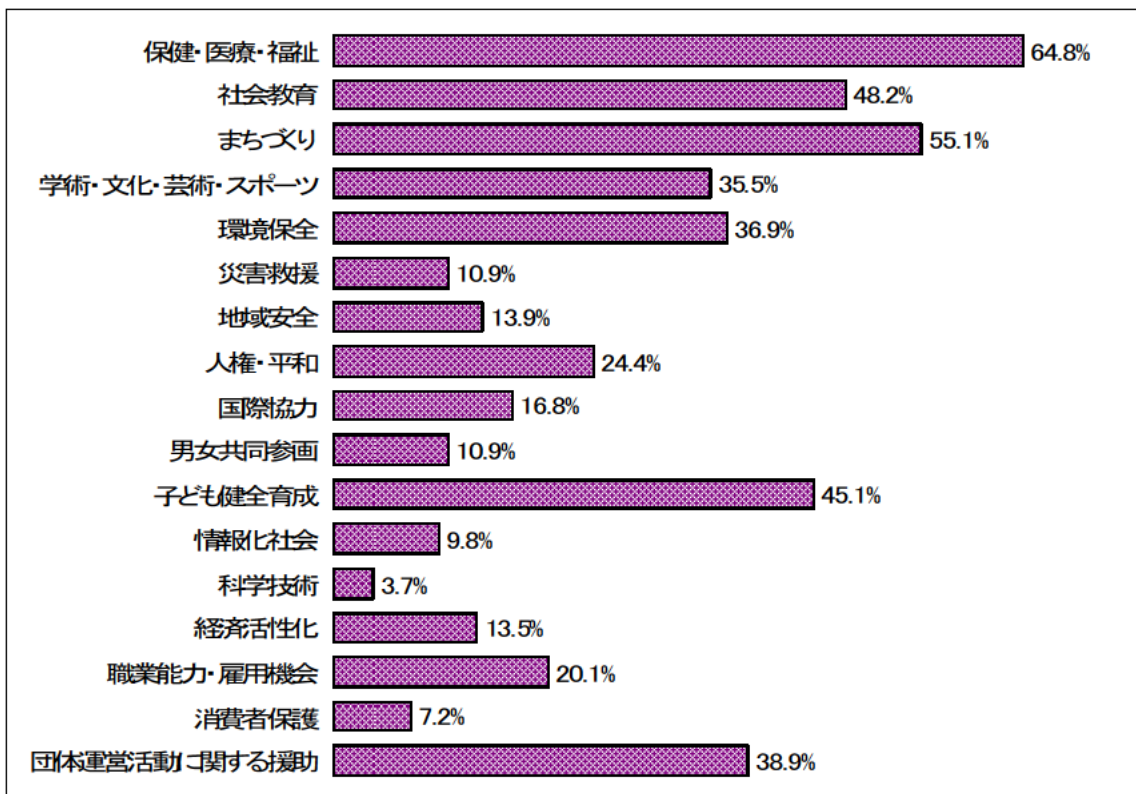
法人の主たる事務所所在地でみた市町別割合です。

津市と四日市市で全体の約4割を占め、都市部に集中しています。県内の市町で法人の事務所が設置されていないのは朝日町、度会町の2町だけです。



※NPOグループ「法人管理台帳（平成20年12月1日現在）」より、「市町」別に集計。

法人の活動分野と割合



活動分野では、保健・医療・福祉が一番多く、次いで、まちづくり、社会教育、子ども健全育成となっています。※各活動分野について、「当該活動分野を選出した法人数/総法人数(488)=選択比率(%)」として計算。

※NPO室「法人管理台帳（平成20年12月1日現在）」の「活動分野」（複数選択）を集計。延べ選択数は2223。

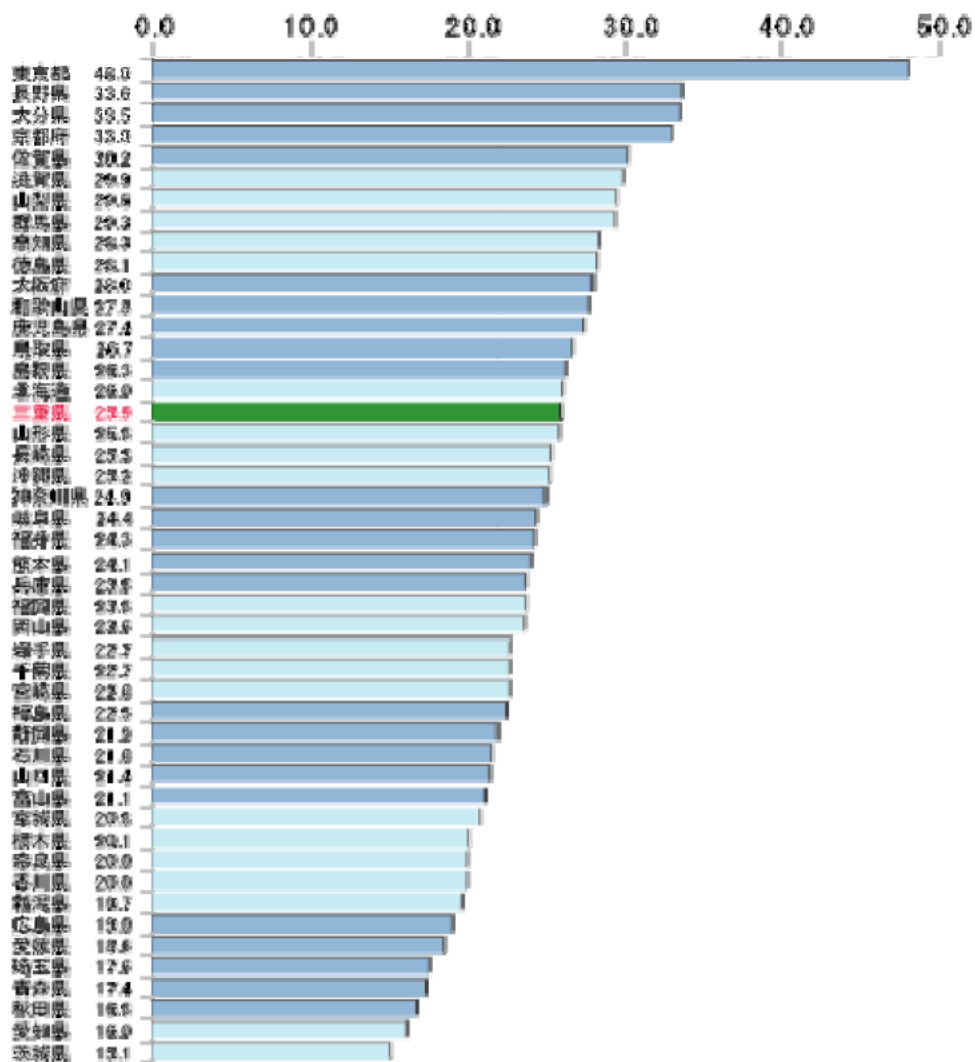
都道府県別法人数（10万人当たりNPO法人数）

人口10万人あたりにおける法人数を見ると、三重県は47都道府県中、17番目となっています。

※平成20年10月31日時点

1) 法人数…内閣府HP『都道府県別法人数』<平成10年12月1日～平成20年10月31日累計>に基づく。

2) 人口…平成17年国勢調査「全国・都道府県・市区町村別人口」（平成17年12月27日公表）に基づく。



三重県のこれまで

三重県のNPO施策は、市民社会の実現にむけて「NPO活動支援」と「NPOと行政の協働推進」を柱に取り組んできました。県民参加による「特定非営利活動促進法」の施行条例づくりに始まり、県民の社会参画活動の受け皿となるボランティア団体や市民活動団体が組織基礎を確立し、また、お互いにネットワークを構築して、分野を超えて課題を共有し、解決していくための活動の場や交流機会の提供及び情報の受発信を行う拠点整備など、NPOの活動基礎を整備するためのさまざまな取組を推進してきました。また、平成15年度からは、NPOと行政の協働のしくみづくりへと軸足を移し、さらに、平成19年度からは、地域市民活動センターの連携推進などの新たな課題に対応しつつ、NPO施策に取り組んでいます。この年表は、平成9年にスタートした三重県のNPO施策を中心に、これまでのNPOに関する動きをまとめたものです。

年度	平成9年 1997年	平成10年 1998年	平成11年 1999年	平成12年 2000年	平成13年 2001年	平成14年 2002年	平成15年 2003年	平成16年 2004年	平成17年 2005年	平成18年 2006年	平成19年 2007年	平成20年 2008年
市民活動センターの設置と運営		センター開設準備会(H10) 市民活動センター運営委員会(H10-H12) 三重県市民活動センター(H10-H12)	センター開設準備会(H10) 市民活動センター(H10-H12) 三重県市民活動センター(H10-H12)	センター運営委員会(H13-H17) みえ県民交流センター(H13-)	センター運営委員会(H13-H17) みえ県民交流センター(H13-)						センターのあり方研究	
異分野のNPOの相互交流・ネットワーク化の場作り	横井 滋賞 三重市民活動フォーラム(H9-H11)	まちづくり交流フォーラム(H12)	2001ボランティア国際年みえ推進協議会 7月4-5大作戦			NPOマーケット				NPOと企業の交流会(H17-H19)		
NPO活動を活性化させるための課題をふまえたしくみづくり		市民活動ニュース発行 H10-H14	市民活動ニュース発行 H10-H14	情報ネットワークNAV5システム	NAV5民営化調査(H12-H13) 地域NPO活動基礎整備(H12-H13) 資金サポートのあり方研究(H12-H13) NPO評価システム研究(H12-H13)		市民活動ボランティアニュース発行 H15-H20				市民活動団体データベース共有化 市民活動団体データベース Mナビ運用 CSRデータベース 戻るかむばにい運用	
NPO活動活性化のための人材育成		NPOマネジメントスクール(H10-H11) 三重県市民活動塾(H10-H11)					NPOマネジメント講座			NPOマネジメント講座		NPO人材支援プログラム
市民参加による検討の場づくり		みえNPO研究会(H10) みえパートナーシップ宣言(H10.11.) 市民による事業評価検討グループみえ 市民による事業評価システム99	みえNPO研究会(H10) みえパートナーシップ宣言(H10.11.) 市民による事業評価検討グループみえ 市民による事業評価システム99				パートナーシップ報告(H16-) 市民と行政とが協働するための行動提案書	新しい時代の公 パートナーシップフォーラム				
NPOと行政の協働の推進		市民活動地域フォーラム	市内NPO協働事業研究会 協働事業自己チェックシート	協働事業自己チェックシート			準備委員会 市内協働7-キック(H15-H16) 7-キック報告書	ふりかえり会議コーディネーター養成講座(H14-H20) 協働事業ふりかえり会議(H14-) NPOからの協働事業提案(H15-)				
県の組織体制	NPO担当の配置	NPO担当の配置 県職員NPO担当配置 NPO法説明会	NPO担当の配置 県職員NPO担当配置 NPO法説明会				現場で体験NPO職員研修(H14-H17) TMのためのNPOとの協働研修会(H15) 新しい時代の公研修(H15)	協働マネジメント研修(H17-H18) NPOへの職員派遣研修(H17-H18)				男女共同参画-NPO等に 県民センターNPO担当廃止
NPO法人数			41NPO法人第1号認証	109NPO法人第100号認証	116法人	171法人	224法人	299法人	386法人	427法人	455法人	488法人 (H20.12.1現在)
NPO法人収入規模			220千円	644千円	1,216千円	1,688千円	2,593千円	3,609千円	3,587百万円	4,968百万円		
社会情勢等	特定非営利活動促進法公布	特定非営利活動促進法施行 三重県特定非営利活動促進法施行条例施行	特定非営利活動促進法施行 男女共同参画社会基本法施行	特定非営利活動促進法施行 介護保険制度スタート	特定非営利活動促進法施行 DV防止法施行	特定非営利活動促進法施行 伊勢半島ネットワークシステム開始	特定非営利活動促進法改正 (2分野から17分野に) 個人情報保護法施行	特定非営利活動促進法改正 (2分野から17分野に) 個人情報保護法施行	特定非営利活動促進法改正 (2分野から17分野に) 個人情報保護法施行	特定非営利活動促進法改正 (2分野から17分野に) 個人情報保護法施行	特定非営利活動促進法改正 (2分野から17分野に) 個人情報保護法施行	特定非営利活動促進法改正 (2分野から17分野に) 個人情報保護法施行
NPO支援組織	1996W11大塚ボランティアセンター あひなネット H10ボランティアネットワークみえ	1996W11大塚ボランティアセンター あひなネット H10ボランティアネットワークみえ	1996W11大塚ボランティアセンター あひなネット H10ボランティアネットワークみえ	1996W11大塚ボランティアセンター あひなネット H10ボランティアネットワークみえ	1996W11大塚ボランティアセンター あひなネット H10ボランティアネットワークみえ	1996W11大塚ボランティアセンター あひなネット H10ボランティアネットワークみえ	1996W11大塚ボランティアセンター あひなネット H10ボランティアネットワークみえ	1996W11大塚ボランティアセンター あひなネット H10ボランティアネットワークみえ	1996W11大塚ボランティアセンター あひなネット H10ボランティアネットワークみえ	1996W11大塚ボランティアセンター あひなネット H10ボランティアネットワークみえ	1996W11大塚ボランティアセンター あひなネット H10ボランティアネットワークみえ	1996W11大塚ボランティアセンター あひなネット H10ボランティアネットワークみえ

13:30～14:30

基調講演「新たな市民セクターの形成に向けて
—参加・協働型社会におけるNPOの役割と課題—」

講 師 山岡 義典 (特定非営利活動法人日本NPOセンター代表理事)

■講師プロフィール

◇ 山岡義典 (やまおか よしのり)

現職：法政大学現代福祉学部教授 Professor, Hosei University

市民社会創造ファンド運営委員長 President, Civil Society Initiative Fund

日本NPOセンター代表理事 President, Japan Nonprofit Organization Center

1941年生。東京大学建築学科卒後、大学院にて都市計画を専攻。69年、都市計画の実務につき、77年、トヨタ財団に転職、プログラム・オフィサーとして研究助成や市民活動助成に携わる。92年、同財団退職、フリーに。96年、日本NPOセンターを設立し、事務局長・常務理事に（04年より副代表理事、08年より代表理事）。01年、法政大学教授に。02年市民社会創造ファンドを設立し運営委員長に。共著・編著に「日本の財団」、「日本の企業家と社会文化事業」、「フィランソロピーと社会」、「NPO基礎講座[新版]」、「NPO実践講座[新版]」、「時代が動くとき」など。

新たな市民セクターの形成に向けて

～参加・協働社会におけるNPOの役割と課題～

山岡 義典
(日本NPOセンター代表理事／法政大学現代福祉学部教授)

[今日、お話ししたいこと]

1. なぜ今、「新たな市民セクター」なのか

図-1 国家公益・民間公益・市民公益の新しい関係

2. 社会サービスに対する市民セクターの役割

図-2 社会サービス・ニーズへの制度的対応と非制度的対応

3. 参加・協働社会とは

図-3 地域社会における参加・協働社会の構図

表-1 三つの社会セクターの特性

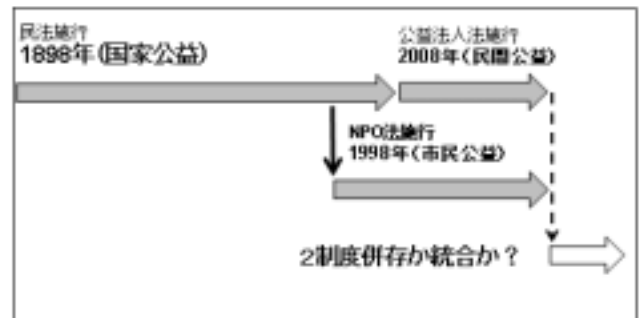
4. 市民セクター形成への課題

1. なぜ今、「新たな市民セクター」なのか

- (1) 12/1 NPO法が施行されて10年が過ぎた
⇒10年前、日本社会に市民公益が登場した
⇒次の10年こそは、そのさらなる発展が期待される
- (2) 12/1 新しい公益法人制度がスタートした
⇒110年続いた国家公益から新たな民間公益への転換が始まった
⇒今後5年で転換は終了、その先の展望が求められる
- (3) 2制度並存でより厚みのある市民セクターに
⇒2制度が融合しながら制度改革が進む
⇒2制度の統合は可能か、その課題は

公益概念の変容と展開⇒図-1

図-1 公益概念の変容～国家公益・民間公益・市民公益の関係

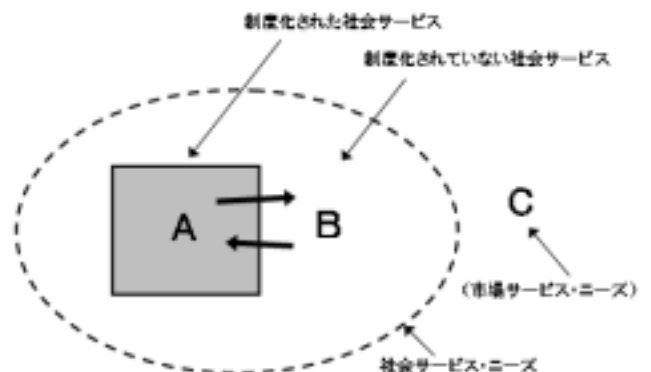


2. 社会サービスに対する市民セクターの役割

- (1) 社会サービス・ニーズとは
⇒市場で供給できないサービスに対するニーズ
⇒気づきによって顕在化=地域や時代や考え方によって異なる
- (2) 社会サービス・ニーズへの市民セクターの気づき
⇒独自の取り組みによる新しいサービスの提供
⇒政府への働きかけによって制度的なサービス提供を促進
- (3) 社会サービス・ニーズへの制度的対応
⇒行政独自によるサービス提供
⇒市民セクターとの協働によるサービス提供
- (4) 制度化されたサービスと制度化されないサービスの相互作用
⇒制度化の限界・制約が新たな市民セクターの活動を生む
⇒制度化に対する改革や改善への市民セクターからの提案

制度化されたサービスと制度化されないサービス⇒図-2

図-2 社会サービス・ニーズへの制度的対応と非制度的対応



3. 参加・協働社会とは

参加: 個人が責任を持って組織の企画や活動にかかわること

協働: 組織同士がそれぞれの特徴を生かして協力して働くこと

<参加なき協働は癒着の始まり>

参加・協働社会の構図 ⇒図-3

図-3 参加・協働社会の構図

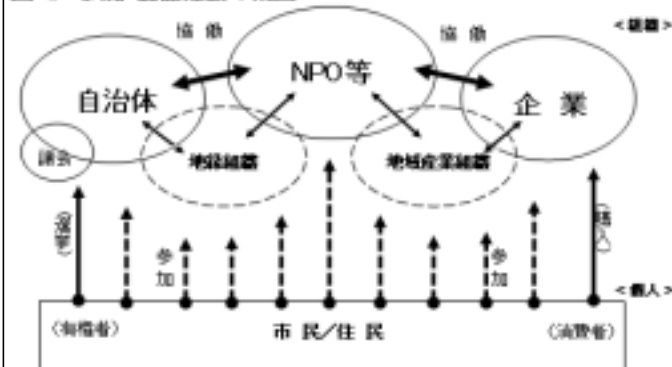


表-1 三つの社会セクターの特性(その限界と克服)

	政府(公的)セクター 〔国家・自治体〕	産業(私的)セクター 〔企業〕	市民(第三)セクター 〔NPO等〕
財源	税金(法的義務) 社会保険料(法的義務)	販売収入(市場原理) 減価金(政策)	対価性財源(功德奉仕) 支援性財源(寄付金)
行動原理	公平・平等(法則)	市場競争(利益追求)	社会的必要性(倫理性)
経営責任	議会+首長(選挙)	社長+取締役	理事長+理事
担い手	公務員	従業員	従業員+ボランティア
限界	サービスの均一性 制度の劣化・陳腐化 権力の暴走	サービスの偏在性 社会格差の拡大 市場の暴走	サービスの任意性 責任の不明確性 悪意の暴走
限界の克服	⇒各セクターの限界を補いあう協働へ		

4. 市民セクター形成への課題

- (1) 市民としての自覚が育ち、社会参加が促進されること
- (2) 多くの社会的組織が生まれ、自由な活動が盛んになること
- (3) 正しい組織を育てる法人制度や税制が充実されること
- (4) 参加と協働を土台にした開かれた行政が展開されること
- (5) 社会的責任の意識を深めた企業活動が展開されること

⇒多くのNPOが上記の実現のために真剣に取り組むこと

■おわりに(自己紹介を兼ねて)

日本NPOセンターとは？

NPO自体の基盤強化とともに企業や行政との新しいパートナーシップの確立を目指して1996年11月に設立。
⇒ <http://www.imnoc.no.in>

・NPO法人に関するデータベースサイト「NPO広場」を2001年4月に開設
⇒ <http://www.npo-hiroba.or.jp>

・センターの事業を継承して2002年4月に市民社会創造ファンドを設立。
⇒ <http://www.civillfund.org>

ご静聴、ありがとうございました。

